

さつま町財政改革推進計画書

～ 健全な財政基盤の確立に向けて ～

平成 1 7 年 1 0 月

さ つ ま 町
〔 行政改革推進本部 〕

目 次

1	財政計画策定にあたって	1
2	本町の行財政を取り巻く状況（財政改革が急がれる背景）	1
(1)	地方交付税制度の見直し	1
(2)	基金の急激な減少	2
(3)	行財政規模の同規模自治体との比較	3
(4)	主な財政指数の推移	4
3	財政改革の基本的考え方	5
(1)	基本方針	5
(2)	国県等と関連する行財政改革の方向性の考え方	6
(3)	自治体規模に応じた標準的な財政規模の考え方	6
4	財政シミュレーション	7
(1)	財政シミュレーションの考え方	7
(2)	シミュレーションの結果	8
(3)	推進計画を策定するうえでの視点と課題	8
(4)	さつま町財政シミュレーション	9
5	推進計画	10
(1)	予算編成手法の改革	10
(2)	事務事業の見直し（スクラップ&ビルド）	10
(3)	公共施設等の管理方法等の見直し	12
(4)	投資的経費（普通建設事業等）の管理について	13
(5)	歳入（自主財源）の確保対策等について	13
(6)	職員の意識改革の推進	14
(7)	町民の理解と意識改革	14

1 財政改革計画の策定にあたって

国・地方を取り巻く財政環境は、「三位一体改革」や県財政の「非常事態宣言」に見るように、かつてない厳しい状況にある。

これまでも多くの自治体において行財政改革に取り組まれてきたところであるが、昨今の国県における財政構造改革のスピードは従来にも増して加速している。

そのため、今回策定するさつま町行財政改革の推進計画については、これまでより思い切った改革に取り組む必要がある。同時に改革の総論から各論、各論から実施の取り組みに向けて職員共通の意識と、改革をやり遂げなければ財政再建団体へ転落するという強い危機感を持って取り組む必要がある。

(財政再建団 = 赤字額が一定割合を越える場合に自治体の財政運営が国の管理化におかれ大胆な改革が図られる。)

< 要点 >

国の大きな財政赤字（774兆円の借金，国民1人当たり600万円）から，従来のように金銭的に国が地方の面倒をみられなくなった。

鹿児島県も財政の非常事態宣言をするほど苦しい状況である。

国・県の財政改革のスピードが従来にも増しており，市町村も改革のスピードを上げる必要がある。

これまでより，思い切った改革が必要である。

総論賛成，各論反対ではいけない。全員の共通の意識が必要である。

改革ができないと財政再建団体へ転落するという危機感が必要である。

2 本町の行財政を取り巻く状況（行財政改革が急がれる背景）

地方自治を良く「3割自治」といわれるように，新さつま町における財政力指数を見ても0.27と低く，多くの財源を国県に依存しているなかで，依存先の国・県の財政構造改革が急速に進められており，地方においても，それと連動した改革が必要となっている。

また，新町さつま町の行財政規模は，基本的には合併前の自治体の組織及び事務事業を引き継いで合併していることから，現時点においては同規模の自治体に比べ，行政組織（職員数）及び財政規模がかなり膨らんでいる状況にある。

< 要点 >

国・県と連動した改革が必要である。

合併により財政・組織規模が同規模団体に比べ大きくなっている。

(1) 地方交付税制度の見直し

全国の多くの自治体の財政運営は、地方交付税制度の上で成り立っている。特に過疎地域においては、地方交付税への依存度が一層高い状況である。

しかし、国の交付税特別会計は、交付税総額の3年分の借入残高を抱え、更に1年に必要な交付額に対し、その交付財源（国税5税の一定割合）は、60%程度しかない状況である。そのため、近年における地方自治体への地方交付税の交付額は大きく減少しており、今後においても減少が予想される。

< 要点 >

地方は、地方交付税への依存度がかなり高い。（地方財政の根幹）
国の交付税会計の財政は厳しい状況である。

普通交付税の推移（旧町合計額）（単位：百万円）

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
普通交付税額	6,734	6,514	5,915	5,685	5,471	5,434
12基準減少額		220	819	1,049	1,263	1,300
町の借入金へ振替		244	492	917	653	506

12年度を基準としたとき、17年度では13億円の減少である。（赤字地方債である町の借入（臨時財政対策債）への振替を考慮しても、7億9700万円の減である。

(2) 基金の急激な減少

地方交付税等の減少に伴い、合併前の各町においても一般財源の不足額を基金の取崩しによって対応してきた。平成12年度からの基金残高の減少額は、21億円超の減少となっており、基金は枯渇に近づいている状況である。

基金残高の推移（旧町の貯金額合計）（単位：百万円）

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
基金総額	3,843	3,812	3,546	2,824	2,049	1,669
うち財政調整基金	1,256	1,405	1,266	827	1,073	893
12基準減少額		31	297	1,019	1,794	2,174

基金は、12年度からすると、21億7400万円の減少になっている。

平成17年度当初段階で、6億円を取り崩している。

(3) 行財政規模の同規模自治体との比較

合併によって新さつま町は、（6）- 2（人口23,000人～28,000人と産業構造等）の分類になる。全国市町村のなかで同分類は12団体しかなく、都市部近郊の

自治体が多く比較しにくい面がある。

そのため、鹿児島県内で人口が同規模の串木野市、面積が同規模の大口市の平均値などを参考に比較数値の対象とした場合、次のとおりである。

(人口が同じでも行政区域面積が狭いと財政需用も少なくなり、逆に人口は少なくても面積が広いと財政需用は大きくなる。= 学校の数が増える、町道が増えるなど)

(人口、面積の比較)

区 分	新さつま町	串木野市	大口市	備 考
人口(12国調)	27,331	27,047	23,594	
人口(住基16.3.31)	26,727	26,360	22,726	
面積(km ²)	303.43	80.46	291.88	

ア 行政組織の規模

職員数を串木野市及び大口市と比較すると、一部事務組合分が直営であることから、単純には比較できない面があるが、本町の職員数は総数 412 人となり、大きな増となっている。これから消防、清掃関係の職員を除き、比較した場合においても串木野市より 124 人、大口市より 102 人多くなって入る。

(職員数の比較)

区 分		さつま町	串木野市	大口市	備考
職員数(人)	総数	412	277	248	
	うち消防	41	38	消防は組合	
	うち清掃	21	ごみ処理 13 し尿は組合	ごみ・し尿は組合	
	消防・清掃除く計	350	226	248	

イ 財政規模

平成 15 年度における串木野市及び大口市の歳出決算規模と平成 17 年度さつま町の当初予算と比較すると、串木野市が 106 億円、大口市が 115 億円で平均 110 億円となっている。

さつま町の平成 17 年度当初予算は 152 億円となっており、2 市の平均財政規模に比較しても 42 億円ほど多く、特に職員人件費と公債費、物件費(事務管理、施設管理費など)が比較した場合に多くなっている。

財政規模と主な内訳

(単位：百万円 / () は占率・%)

区 分	17 さつま町	2 市平均	15 串木野市	15 大口市
決算又は予算規模	15,199	11,038	10,606	11,469
職員人件費	2,514 (16.5%)	1,559 (14.2%)	1,703 (16.1%)	1,416 (12.3%)
公債費	3,162 (20.8%)	1,595 (14.5%)	1,670 (15.7%)	1,520 (13.2%)
物件費	1,717 (11.3%)	899 (8.2%)	911 (8.6%)	887 (7.7%)
普通建設事業費	3,100 (20.4%)	2,355 (21.2%)	1,889 (17.8%)	2,820 (24.6%)
地方交付税	5,998 (39.5%)	4,101 (36.4%)	3,921 (36.3%)	4,280 (36.5%)

(4) 主な財政指数の推移

ア 経常収支比率

経常収支比率は、地方自治体の財政運営状況を判断するうえで最も一般的に用いられる指数である。この比率は、用途が特定されておらず、毎年、継続的に収入される額（主には町税と普通交付税）に占める、経常的支出に充当される割合である。（家計にたとえると、毎月の給料に占める食費、住宅ローン、光熱水費、教育費といった必ず必要となる経費の割合で、この割合（額）が少なければ少ないほど、自分の余暇を楽しむなどの旅行、趣味などの余裕的経費が多くとれることになる。行政で言えば、比率が低いほど新規の政策的事業等に余裕を持つことになる。）

年度別推移

区 分	14年度	15年度	16年度	17年度	備 考
さつま町	95.7	95.6	101.8		

平成14年度から3町、組合が同一団体であったものとして再試算

< 経常収支比率の上昇要因 >

普通交付税の減少（前年比 214,313千円）

臨時財政対策債の減少（前年比 264,200千円）

イ 起債制限比率（単年度）

起債制限比率は、地方債の借入金の償還額（交付税算入分等を除く）の、標準財政規模（主には町税＋普通交付税額）に占める割合である。

（家計にたとえると、毎月の給料に占める住宅ローン、自動車ローンなど返済金の割合である。）

この率が、14%を越えると公債費負担適正化計画の策定が指導される。20%を越えると一般単独事業債、30%を越えると一般公共事業債の地方債許可が制限されることになる。

年度別推移 = 単年度数値

区 分	14年度	15年度	16年度	17年度	備 考
さつま町	14.4	13.8	17.2		
一部事務組合含	16.5	16.3			

3 行財政改革の基本的考え方

財政改革を進めるにあたっては、将来における持続可能な「財政構造」とその「適正規模」へ転換を図っていくことが基本である。その改革内容においては、行政組織の内部管理経費と対外的な行政サービス経費の見直し幅のバランスについては、十分に住民の理解が得られるものでなければならない。

また、市町村合併による効率的財政運営の観点から、特に行政組織の内部管理経

費の削減といった合併効果を十分に発揮する必要があるとともに、事務事業においてもコストと効果の十分な点検による見直しと、歳入面においても受益と負担の原則に立ち住民負担の増大も視野にいった見直しを進めていく必要がある。

更に、依存財源が多い中で、国県からの補助金や地方交付税などが削減されれば、他に一般財源を求めることが困難なことから、歳入減に見合う歳出削減を図るという姿勢を基本として取り組んでいくものとする。

< 要点 >

類似団体に比較して合併直後で膨らんでいる行財政規模の適正化を進める必要がある。

行政内部の管理経費と対外的な行政サービス経費の見直しバランスは考慮する必要がある。

見直しには受益者負担（住民負担）も求めていく必要である。

合併効果を十分に発揮した見直しを進める必要がある。

依存財源が多く、一般財源歳入が減れば、同額の一般財源ベースでの歳出削減が必要である。

(1) 基本方針

合併直後で同規模団体と比較して大きくなっている行政組織規模、財政規模の適正化を進める。

財政健全化に向け財政指数の目標数値を定め、達成のための取組みを進める。各種事務事業については、長年継続的に実施している経常的な事務事業経費を含め、例外なしにそのコストや事業効果について十分な再評価を行い、必要な見直しを進める。

行政内部の事務管理経費については、徹底した見直しを進める。

投資的経費については、緊急性、重要性など投資効果を十分に検討し、計画行政と総枠管理を基本として進め、起債の償還額である公債費を縮小させる。

公共施設等（普通財産等含む）については、管理費用対利用効果と維持管理・運営コストの検討を踏まえ、民間委託、民間移管（移譲）、廃止、売却を含めて管理方法等の見直しを進める。

長期的視点でのまちづくりや各分野における重点施策を明確にして事務事業の整理統合や政策形成を進める。

歳入確保については、負担の公平性の確保と受益者負担の原則に立った見直し、及び町有財産の処分を含めた資産の有効活用を進める。

職員の意識改革により前例主義的意識を改め、縮小される予算又は人員でも創意工夫によって従前又は従前以上の事業効果を引き出せる職員の政策形成能力・資質の向上を図っていく。

< 参考 >

削減可能な歳出を大きく分類すると、事務管理経費、施設管理経費、単独一般事業（対外的サービス部門）、普通建設事業、職員等人件費、など。全体的な見直しを進めなければ、削減する経費が部分的に集中し、見直しや削減に無理が生じる。

(2) 国・県等と関連する行財政改革の方向性の考え方

国の予算は、引き続き改革断行予算という基本路線を堅持し、持続的な財政構造の構築と予算の質の向上を図るとしている。

また、国が定める地方財政計画については、国の歳出予算と歩を一にして見直すこととし、中期的な目標の下で、定員の計画的削減等による人件費の抑制や地方単独事業の抑制を図り、これらを通じて地方財政計画の歳出の抑制に努めることにより、国・地方の財源不足額の圧縮を図る、としている。

平成 17 年度では、給与関係費が 1.2% の削減（地方財政計画上の人員の 1 万人以上の純減）、投資的単独事業を 8.2% の削減とされている。

（地方財政計画とは、国が地方自治体の全体の歳出見積を行い、これから地方税収入等の自主財源を控除した残りを地方交付税や国庫支出金といった国の必要額がいくらになるかを総枠で定めるもの。当然、国が計画上の必要経費を削減すれば、交付税などは減る。）

< 要点 >

国の地方財政計画では、職員数を大きく削減した計画になっている。
地方単独事業が削減されている。

(3) 自治体規模に応じた標準的な行財政規模の考え方

行財政改革を進めるなかで最終的な行財政規模はどの程度を目標とするのか、ということになるが、先ず第 1 段階の考え方としては、合併していない同規模の自治体が、これまでその行財政規模（職員数、予算規模）で運営してきたことを踏まえると、合併後で膨らんでいる行財政規模を、今後、どう見直していくかという際の一般的な目安としては、その同規模団体の行財政数値が目安となる。

但し、今日の財政状況においては、当該自治体においても更に改革に取り組む予定であること等を考慮していく必要がある。

< 要点 >

第 1 段階の目安は、現在の同規模団体の規模とする。

4 財政シミュレーション

財政シミュレーションを行なうに当たってのポイントとしては、地方自治体の一般財源等が国県等に依存していることは先述したとおりであるが、この依存財源部分が減少したからといって、容易に自主財源で賄えるものでなく(基金の減少枯渇)、依存財源が減少すれば、歳入総額そのものが連動して減少すると仮定せざるを得ない。

歳入総額を独自に調整できない以上、歳出総額をどの程度にするかということは、基本的には、歳入総額の推移を基本に歳出を調整せざるを得ないことになる。

< 要点 >

依存財源部分の地方交付税の推移から歳入を基本に歳出を調整せざるを得ない。

(1) 財政シミュレーションの考え方

財政シミュレーションの手法としては、平成16年度の旧町合算の決算額と合併後の通常予算は平成17年度からであることから、シミュレーションの基礎数値としては16年度決算及び17年度予算の額を基礎数値とし、歳入歳出の推移率の見込みでシミュレーションを行なう。

また、10年間の計画期間における削減額については、年度間において変動は当然あるが、シミュレーションへの反映は困難なため平均の削減率で推移させている。

< 要点 >

歳入の一般財源等は、16年度決算額を基本にした。

歳出は、17年度予算を基本にした。

ア 期間 平成17年度から平成26年度の10年間

イ 歳入の前提条件(主なもの)

地方税については、平成16年度決算額の同額での推移とした。

地方交付税については、年2.5%の削減率とし、最終的に20%の削減とした。普通交付税の振替である臨時財政対策債については、地方交付税と同様とした。

国県支出金は、三位一体改革で、補助金の廃止縮小と譲与税等への振替があるが、不透明な面が多いものの削減が大きいと推定し、年1%の削減率で最終的に9%の削減とした。

国県支出金のうち普通建設事業分については、過去の加重平均値をとり、普通建設事業費の10%と15%分を積算した。

使用料、手数料等については、見直しを踏まえ最終年次で9%の増とした。

財産収入については、土地等売払い収入を年平均1000万円算入した。

ウ 歳出の前提条件(主なもの)

職員人件費は、年4%の削減率とし、最終年次で30%の削減とした。

物件費は、年2%の削減率とし、最終年次で17%の削減とした。

補助費等は，年 2 % の削減率とし，最終年次で 17 % の削減とした。

普通建設事業は，平均値として年 25 億円で推移させた。

公債費は，今後の普通建設事業費額に応じて推移させ，最終年次で 23 % の削減とした。

扶助費は，高齢化率が高くなる一方，人口減により 65 歳以上人口は減少方向であることと単独事業分の見直しを進めることで，最終年次で 4 % の削減とした。

繰出金は，特別会計（水道，農集，国保，老保，介護保険等）への繰出金は，保険料見直しや経営効率を図ることとして，最終年次で 8.6 % の削減とした。

(2) シミュレーションの結果

シミュレーションの結果については，平成 17 年度の基礎額において既に 6 億円の繰入を行ない赤字からスタートしていることや，地方交付税などが減少していくなかで，歳出においては，その赤字額を単年度で削減できる可能な額でないため，平成 22 年度までの前期 5 年間については，収支の赤字分を，基金からの繰入金を行ないながら調整する結果となった。

最終的には，最終年次の平成 26 年度において，歳入で 125.5 億円，歳出で 122 億円となり，約 3.5 億円の黒字収支になる。このためには，歳出の前提条件とした減少額（率）を達成しなければならない。

但し，依存財源部分が 7 割以上であるため，国・県の改革の動向に左右される面が大きく，また，国・県の改革内容についても長期的に不透明な部分が多く，地方交付税などの前提条件が変わると，それと連動した見直しが必要となる。

（シミュレーション数値は，別表 1）

< 要点 >

10 年後の財政規模については，現在の同規模団体を参考とした。

そのためには，削減率を達成しなければならない。

依存財源部分に変動があれば，見直しも必要である。

(3) 財政シミュレーションを策定するうえでの視点と課題

平成 17 年度の当初予算編成段階で，一般財源の不足を補うため，6 億円の基金繰入を実施している。

基金が少なくなり，取り崩せなくなれば，一般財源で賄っている経常的経費及び義務的経費であっても（内部事務管理経費，施設管理経費，職員人件費，住民サービス単独事務事業など）縮減が迫られる。

投資的経費の普通建設事業を単純に削減しても，当該単年度の一般財源は捻出できない。また，国・県補助事業が見直されるなかで，従来分を単独の起債事業に振り替えての事業は公債費への影響が増大するので困難である。

（建設事業は，ほとんどが補助金と地方債での特定財源であり，単年度での一般財源削減にあまりつながらない。但し，後年度の公債費に影響するので，当然，増加しないよう総枠管理は必要である。）

自主財源の割合が低い中で，地方交付税を始めとする国県への依存財源部分の前提条件の変動が予想される。

5 推進計画（財政部門）

行財政改革を推進するにあたって、予算編成事務及び調整においては、この推進計画に沿った事務作業を進めることを基本とし、改革を確実に実践に移していくため必要に応じて実施計画の策定や進行管理を行い推進していくものとする。

(1) 予算編成手法の改革

現在の予算編成は、予算編成方針において一定の要求基準を示し、要求書を取りまとめ要求内容の聞き取りを基に、総務課で個別内容ごとに優先度や重要性等の内容を判断して査定している。

しかし、近年の交付税の減少により、一般財源の不足額が大きく、査定で削減しなければならない額は年々大きくなっている。これまでの総務課の査定は、要求の事務事業内の金額の査定調整が主であったが、不足が大きくなると継続してきた主要な事務事業そのもの全体を削減することになり、その分野における優先度・投資効果度の判断が必要であり、総務課で調整できる範囲を越えつつある。

これまでの課題として

- ・ 査定が結果として必ずしも主管課の考える優先度と一致しない面がある。
- ・ 要求額、内容をどうしても前年度を参考に作成しており（前例主義）、自ら調整されない面が大きい。
- ・ 合併直後だけに、本庁、総合支所の同課間でもそれぞれ調整なしに要求する面がある。

<新しい予算編成手法の考え方>

単独事務事業（裁量的経費）の事前の枠配分方式の導入

主管課が優先度を考慮して、「自己調整、自己決定」できる予算編成の手法を導入

主管課の考えと町全体としての方針の相違も考えられるので、3役、総務課の最終調整は行なう。

町としての重点枠を確保し、最終調整する。

メリット

- ・ 事務事業の内容を一番わかっている主管課が自ら判断するため、事務事業等の選択が、投資効果が本当に高いものが残っていく。
- ・ 本庁、総合支所間の協議が促され、予算面からも一体感の確保に繋がる。

<取扱い例>

- ・ 事務事業の種類ごとに要求基準を定め、その範囲内を第1次内示とし、これを厳守した予算要求と査定を徹底する。（公平性の確保）
- ・ 要求基準としての内示は、各事務事業単位ではなく、種類別における課或は係単位とする。
- ・ 要求基準例は、経常的事務管理経費は前年度の90%以内、施設管理経費は

95%以内，町単独事業（一般財源のソフト・ハード）は90%以内，国・県補助事業の推進事務費や補助事業は内示見込額，普通建設事業は，振興計画実施計画の範囲内などとする。

- ・基礎となる事務事業費は当初ベース額とし，基準額の種類別に前年度額を通知し，要求額が基準どおりであるかの確認できる仕組みを作る。（事務事業費の前年度比較表）
- ・前年度，当年度の臨時的経費は別枠とする。
- ・要求基準枠の中での，各事業ごとの調整（廃止する事業，大きく縮小する事業，増やす事業，新規事業）は主管課の要求を原則とする。
- ・事務事業評価を基本とした調整・編成を行なう。

(2) 事務事業の見直し（スクラップ&ビルド）

すべての事務事業について，従来の経緯にとらわれることなく，その必要性や効果，達成度等を検証するとともに，社会背景に即した新たな行政需要も含めて事務事業の再構築を図っていく必要がある。事務事業の形成においては，前例主義的意識を捨て，全ての事務事業をゼロベースから総合的に見直していく必要がある。

ア 行政評価システムの導入（PDCA）による事務事業の見直し

長年継続して実施している事務事業において，予算編成時に効果や成果などを十分点検することなく，当然として継続するものとして要求される面もある。社会状況の変化により，現時点での必要性，重要度について検討する必要があり，「計画・実行・評価・見直し」のサイクルを確実にこなしていく必要がある。

事務事業評価シートの作成による事務事業の評価

成果・費用対効果を十分に検討し，事務事業の廃止，縮小，整理統合を進める。効果，成果の低いものから行政需要に即した新たな事務事業への転換を図る。前例主義を見直し，新町組織の創意工夫による事務事業形成

予算0事業の展開

- ・少額の事務事業が多く，事務事業遂行のためには，必ず事務費予算が必要という意識の転換
- ・一般管理経費のなかで，職員が取り組む事業になるが，予算書に事務事業が掲載されていない事務事業を止めるのか，という議会審議になるので，予算書又は予算説明資料に，予算はなくても取り組む事業を周知できる方法を検討する。（職員配置が事務事業効果をもたらす）

イ 補助金等の見直し

運営補助金や事業補助金は，制度や事業を開始すると，後年度まで継続して執行されがちで，新規団体，新規事業の補助金が増加していく。また，運営費に対し補助割合や活動内容が総会費（食糧費）や研修費が大半を占めるものもあり，アンバランス感がある。

そのため，初期の目的を達成したのものや機能が薄れたもの，類似の制度を有してい

るものなど、制度の経緯や現状を検証し、統廃合をはじめ、補助金額等の見直しを行う。

運営補助金の見直し

- ・運営費に対する補助割合の上限の設定（会員等負担割合等バラツキ）
- ・活動内容（使途）による補助金の制限
- ・補助金以上に繰越金があるものは、補助金の一時減額
- ・補助期間の設定（組織ができた当初段階は補助するが、一定期間きたら段階的削減を図っていく）
- ・同種団体における合併や町と同じく行政改革を進め、運営の効率化を図る。

事業補助金の見直し

- ・新規事業として始めるときは、当初段階で期限を設定した事業補助とする。
- ・補助金等の交付を受けようとする者が、毎年同じ受益者にならないようにする。
- ・町税等の滞納者については、補助金交付決定をしない。

ウ 内部管理経費の見直し

職員が事務事業を行なうための行政内部の事務管理経費は、経費削減に対して対外的な影響がなく職員自らのコスト意識があるかないか、のみで削減できるものが多くあり、1人ひとりの意識をもった取り組みが肝要である。

人件費、特殊勤務手当等の見直し

審議会、各種委員会等の整理・合理化

事務経費等の削減

<見直例>

- ・臨時職員の一括管理（係単位から課、フロアー、本庁、支所単位などへ）
- ・業務において課係で繁忙期が違うので、効率的に雇用するため、予算は一定の課に措置しても全体で使用できる仕組みをつくる。
- ・各課又は各フロアー単位での事務用消耗品等の一括管理（デッドストックの縮小）

電算システムの整備効率化の推進

- ・各種システムの導入と人件費の縮小（事務補助、時間外勤務手当他）の連動化

公共施設の清掃管理経費（草払等ほか）の削減

- ・委託業務のみに頼らず職員自ら実施する。（全庁的な公共施設清掃の日を）
- ・町民のボランティア活動による管理方法の検討

エ その他

これまでの財政削減については、どちらかというと物件費、補助金等、投資的経費等を主体とした削減を図ってきたが、今後における見直しについては、義務的経費を含めて聖域を設けず、徹底した見直しを進めていく。

扶助費について、国の制度的なものを除き、町単独事業については、制度や

金額を含めて見直しを行なう。

繰出金について、特別会計においても一般会計と同様に徹底した見直しを行なうとともに使用料や保険税などの自主財源の確保に努め、一般会計への依存率を引き下げることによる繰出金の削減を図る。

職員人件費は、定員管理計画において削減を図る。

公債費については、普通建設事業の総枠管理により削減を図る。

(3) 公共施設等の管理方法等の見直し

公共施設等の管理経費は、使用料等の収入が一部あるが、ほとんどは一般財源で賅なっている。合併町がそれぞれの施設を抱えていたので、その管理経費は相当の金額になっており、財政運営に大きな影響がある。

そのため、新しく導入される指定管理者制度の活用を踏まえた公共施設の民間委託や民間移管（移譲）、老朽施設の廃止、売却を含めた取り組みにより管理運営の効率化による管理費の軽減を図る。

民間委託及び民間移管（移譲）の推進

・指定管理者制度による民間活力の導入

現時点では、職員を配置し直接管理している施設は少なく、そのほとんどは個人団体等への業務委託や賃金雇用での管理となっており、民間委託や指定管理者制度を導入しても人的削減経費が得られない面がある。

同規模団体と比較して職員数が多いなかで、組織機構を再編した場合において職員数に余裕があるとすれば、人的管理委託業務を、時代に逆行するが一時的には職員を配置したほうがトータル的な経費は削減できる面がある。

老朽施設等の廃止・売却

・老朽化による維持コスト面からの廃止（町内に他に類似施設有り）

・利用者数と管理運営コストを比較した場合の高コストによる廃止（1人の利用者に対しコストを掛けすぎる不平等費用を掛ける）

(4) 投資的経費（普通建設事業等）の管理について

普通建設事業の財源は、地方債などを借入れて充当するものが多く、後年度の公債費や地方債残高に大きく影響するので、各年度の事業総額は総合振興計画等を基本に総額管理を行なう必要がある。

総額管理のためのキャップ制の導入

財源として地方債借入額の限度額の設定

事業の重要性、緊急性、投資効果を十分検討し、単に前年度事業費枠を確保するという要求にならないようにする。

振興計画実施計画において事前調整し、要求前に計画額内示する。

建設計画における事業費のみならず管理コスト（後年度のランニングコスト）を含めた事業計画の検討（計画登載検討時）

建設事業費及びコスト削減の推進

- ・コンサルタントに委託しない規模，性能，構造，工法などの十分な検討協議

(5) 歳入（自主財源）の確保対策等について

国県などへの依存財源が減少していくなかで，自主財源を確保していくことは重要な課題である。税収入等は，貴重な一般財源であり負担等の公平性を確保するための滞納整理の実施，課税客体の拡大対策（企業誘致，土地政策などによる住宅化）による増収対策や税外収入金等も含めた収納率の向上による歳入確保を図っていく。

また，施設使用料などの受益者負担の原則と今後において活用する計画見込みのない財産については，収入の確保と管理コストの軽減を図る意味を含め，積極的な処分を進め，財源確保を図っていく。

ア 税等各種収入金の増収対策の推進

税等収入の収納率向上対策等

- ・滞納整理の強化
- ・税等義務負担と補助金交付などの公正性の確保

住宅政策や企業誘致対策など固定資産税の課税客体の拡大による税収の増大

- ・土地利用計画，農業振興地域整備計画との調整推進

使用料・手数料・分担金・負担金等の見直し

- ・管理コスト踏まえ受益者負担の原則に立った使用料の見直し
- ・施設使用料の減免の厳正化と見直し
- ・徴収基準に対し引き下げを行なっているもの見直し
- ・各種事業分担金で，同種事業の負担を平等化

イ 町有財産の積極的処分

財産を維持管理していくためには，一定の管理経費が必要である。遊休町有地における定期的草払業務や維持補修費などを考慮すると，活用計画見込みのないものは積極的な処分を進める必要がある。

そのことによって間接的な町税（固定資産税）の課税客体の拡大や管理コストの削減につなげていく必要がある。

町有地の積極的売却処分の推進

一般住宅等の土地建物の売却処分

行政財産であっても有効利用されていないものは，普通財産に所管替し，売却処分を進める。

(6) 職員の意識改革の推進

行財政改革を進めるについては，「総論賛成，各論反対」と良く言われているように，特に実施段階における各職員の意識の持ちようが，改革の成否にかかっている。そのため，職員の意識改革を進める取り組みも同時に行なっていく必要がある。

前例主義やこれまでの延長線上での事務事業形成など，考え方の転換

職員研修，自己研修制度の充実

チャレンジ職員の評価による全体職員の意識改革

職員提案制度と提案者自らが実行できる制度の確立（職員ベンチャー）

(7) 町民の理解と意識改革

行財政改革を進めていくためには、今日の厳しい財政を取り巻く現状の中で、内部経費や対外的事務事業経費を含めた行財政改革の取り組みについて町民に理解を得ていく必要がある。同時に従来のいわゆる行政主導型の取り組みから、住民1人ひとりが行政をサポート（清掃労力など受益提供）するという意識の醸成も必要であり、そのことが行政と住民の協働のまちづくりにつながり、併せてコストの削減に繋がっていくものである。

行財政改革についての、町広報誌等を活用した広報及び、各種審議会、委員会、協議会などでの周知

行政依存から住民ボランティアによる管理経費の縮小

- ・生活道路と利用している集落内道路清掃作業
- ・地域公園等の清掃管理業務
- ・公共施設の利用者による清掃管理（使用料減免利用者による清掃奉仕など）

6 財政指数の目標

自治体の財政運営状況を判断するとき最も一般的に用いられる指数として、経常収支比率や起債制限比率がある。平成16年度のこれらの数値は近年の地方交付税の急激な減少などから、経常収支比率が101.8%、（前年度95.6%）起債制限比率が16.7%（前年度13.8% 一部事務組合含まない）と前年度に比較しても急激に上昇し、財政の硬直化が否めない状況である。

このため、健全化に向けた目標数値を設定し、この達成に向け積極的な財政改革の取り組みを進めるものとする。

(1) 目標指数

経常収支比率 5年後の目標値 95%

起債制限比率 14%（10年後）

(2) 目標年次 計画期間内における5年後及び10年後